

政令第二百十二号

アメリカ合衆国から輸入される鉄鋼及び鉄鋼製品に係る関税の譲許の適用の停止等に関する政令

内閣は、関税率法（明治四十三年法律第五十四号）第九条第四項及び第十五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（譲許の適用の停止等）

第一条 別表に掲げる貨物で平成十七年三月二十日までに輸入されるもの（アメリカ合衆国（プエルトリコを含む。）を原産地とするものに限る。次項において「特定貨物」という。）については、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第十九条3(a)の規定及びセーフガードに関する協定によりその関税の譲許の適用を停止し、関税率法別表（以下「関税率表」という。）の税率（条約中に関税について特別の規定があり、その関税の譲許の適用の停止がないものとした場合に当該特別の規定の適用がある場合にあつては、当該特別の規定による税率）と同一の税率による関税を課する。

2 特定貨物には、関税率表の税率による関税を課さないものとする。

(原産地の意義)

第二条 関税暫定措置法施行令(昭和三十五年政令第六十九号)第五十条第一項の規定は、前条第一項に規定する原産地について準用する。

附 則

この政令は、平成十四年六月十八日から施行する。

別表(第一条関係)

項 名	品 目
一	関税率表第七二二・二九号又は第七二二・五号に掲げる貨物 関税率表第七二二・九九号に掲げる貨物のうち りん鉄
二	関税率表第七二五・二一号に掲げる貨物のうち ニッケルの含有量が全重量の1%以上5%未満のもの
三	関税率表第七二七・一二号に掲げる貨物のうち

	<p>ビレット及びスラブ</p>
<p>四</p>	<p>関税率表第七二八・二五号の一に掲げる貨物のうち 厚さが六ミリメートル未満のもの</p> <p>関税率表第七二八・二六号の一、第七二八・二七号の一、第七二八・三七号の一、第七二八・三八号の一又は第七二八・三九号の一に掲げる貨物</p> <p>関税率表第七二八・五一号の一に掲げる貨物のうち 厚さが五ミリメートル以下のもの</p>
<p>五</p>	<p>関税率表第七二九・一五号の一に掲げる貨物のうち 降伏点が三五五メガパスカル未満のもの</p> <p>関税率表第七二九・一六号の一に掲げる貨物のうち 降伏点が二七五メガパスカル未満のもの</p> <p>関税率表第七二九・一七号の一に掲げる貨物のうち 降伏点が二七五メガパスカル未満のもの</p>

六	<p>関税率表第七二一・一二号、第七二一・四九号、第七二一・六一号、第七二一・六九号又は第七二一・七号に掲げる貨物</p>
七	<p>関税率表第七二一・二九号の一又は第七二一・九号に掲げる貨物</p>
八	<p>関税率表第七二四・九九号の一に掲げる貨物のうち 炭素の含有量が全重量の二五%以上のもの</p>
九	<p>関税率表第七二五・五号の一に掲げる貨物</p>
一	<p>関税率表第七二六・五号に掲げる貨物</p>
一一	<p>関税率表第七二七・一号の一に掲げる貨物 関税率表第七二七・二号の一に掲げる貨物のうち 炭素の含有量が全重量の二五%未満のもの（横断面の最大寸法が一・五ミリメートル以下のものに限る。） 関税率表第七二七・三号の二に掲げる貨物 関税率表第七二七・九号の一に掲げる貨物のうち</p>

	炭素の含有量が全重量の . 二五%未満のもの
一二	関税率表第七二一八・九一号に掲げる貨物
一三	関税率表第七二一九・一二号、第七二一九・三三三号、第七二一九・三三三号又は第七二一九・三四号に掲げる貨物
一四	関税率表第七二二一・ 号に掲げる貨物
一五	関税率表第七二二二・四 号に掲げる貨物
一六	関税率表第七二二六・九一号の一又は第七二二六・九二号の二に掲げる貨物
一七	関税率表第七二二八・四 号の二又は第七二二八・八 号に掲げる貨物
一八	関税率表第七二二九・二 号に掲げる貨物 関税率表第七二二九・九 号の二に掲げる貨物のうち ガスシールド溶接用ソリッドワイヤ
一九	関税率表第七三一 号に掲げる貨物 関税率表第七三一 号に掲げる貨物 関税率表第七三一 号に掲げる貨物のうち

							食缶
二	関税率表第七三一四・四一号又は第七三一四・四二号に掲げる貨物						
二二	関税率表第七三一五・二 号に掲げる貨物						
二三	関税率表第七三一八・一 号、第七三一八・一 二号、第七三一八・一 三号又は第七三一八・一 四号に掲げる貨物						
二四	関税率表第七三二一・一 号の一に掲げる貨物						
二五	関税率表第七三二三・九二号、第七三二三・九四号又は第七三二三・九九号に掲げる貨物						
二六	関税率表第七三二五・一 号、第七三二五・九一号又は第七三二五・九九号に掲げる貨物						